

2024 年 7 月 30 日

お客さま各位

株式会社 NTT ファシリティーズ

経済産業省・資源エネルギー庁「電気・ガス価格激変緩和対策事業」再開による電気料金の値引きについて

小売電気事業者（株式会社エネット、以下「エネット」といいます）及び弊社は、経済産業省 資源エネルギー庁の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、本事業）再開により電気料金の値引きを、以下のとおり実施いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本件に関して、お客さまご自身でのお手続きや弊社へのお申込みは必要ありません。

記

1 本事業の背景

本事業は、足元の急激な物価高対策として、国から小売事業者等への値引き原資の補助により、電気・都市ガスの使用量に応じた料金の値引きを行い、家庭・企業などを直接的に支援するものです。

これまで、エネット及び弊社は 2023 年 2 月分から 2024 年 6 月分まで値引きを実施してきましたが、本事業の再開により、新たに 2024 年 9 月分から 3 カ月間値引きを実施いたします。

2 対象

低圧・高圧の電気をご契約中のお客さま

※特別高圧の電気をご契約中のお客さまは対象外

3 適用期間

2024 年 9 月分（2024 年 9 月燃料費等調整単価適用分）から 2024 年 11 月分（2024 年 11 月燃料費等調整単価適用分）まで

4 値引き単価（特別措置単価）

電圧	値引き単価（特別措置単価）（10%税込）	
	2024 年 9 月、10 月分	2024 年 11 月分
低圧	4.00 円/kWh	2.50 円/kWh
高圧	2.00 円/kWh	1.30 円/kWh

※特別高圧のお客さまは対象外

5 値引き方法

毎月のご使用量に応じて燃料費等調整額にて値引き額を反映します。

6 供給条件の変更と詳細内容

次ページ以降をご参照ください。

7 問い合わせ窓口

【株式会社 NTT ファシリティーズ kWhale お問い合わせ窓口】

TEL 0120-602-203 電話受付時間 9：00-17：00（土日祝日除く）

E-mail nttf-info@nttf-em.jp

【低圧のお客さまの供給条件】

電力供給約款（低圧）を以下のように変更いたします。

1 適用期間

2024 年 9 月分（2024 年 9 月燃料費等調整単価適用分）から 2024 年 11 月分（2024 年 11 月燃料費等調整単価適用分）までといたします。

2 燃料費等調整単価

(1) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、電力供給約款（低圧）附則 1（燃料費調整）(1)ロによって算定された値といたします。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、電力供給約款（低圧）附則 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロによって算定された値といたします。

(3) 燃料費等調整単価

・燃料費等調整単価＝燃料費調整単価＋離島ユニバーサルサービス調整単価※1－特別措置単価

※1（対象エリア）北海道、東北、中国、九州

・特別措置単価

電圧	適用期間	特別措置単価（10%税込）
低圧	2024 年 9 月分、10 月分	4.00 円/kWh
	2024 年 11 月分	2.50 円/kWh

3 料金

1（適用期間）における、電力供給約款（低圧）に定める電力量料金は、電力供給約款（低圧）に定める燃料費等調整額によらず、その 1 月の使用電力量に 2（燃料費等調整単価）に定める燃料費等調整単価（3）によって算定される燃料費等調整額を加えるものといたします。
ただし、最低料金の定めがある場合の燃料費等調整額については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費等調整単価とします。

4 適用期間の燃料費等調整単価

適用期間における燃料費等調整単価は、小売電気事業者（エネット）のホームページ（<https://www.ennet.co.jp/price/>）にてご確認ください。

以上

【高圧のお客さまの供給条件】

電力供給約款（高圧・特別高圧、2024 年 8 月 1 日実施）の供給条件を以下のように変更いたします。

1 適用期間

2024 年 9 月分（2024 年 9 月燃料費等調整単価適用分）から 2024 年 11 月分（2024 年 11 月燃料費等調整単価適用分）までいたします。

2 燃料費等調整単価

(1) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、電力供給約款（附則 24・附則 23）1.（燃料費等調整額）(1)口によって算定された値といたします。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、電力供給約款（附則 24・附則 23）1.（燃料費等調整額）(2)口によって算定された値といたします。

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、電力供給約款（附則 24・附則 23）1.（燃料費等調整額）(3)二によって算定された値といたします。

(4) 燃料費等調整単価

・燃料費等調整単価＝燃料費調整単価＋離島ユニバーサルサービス調整単価※1＋市場価格調整単価※2－特別措置単価

※1（対象エリア）附則 24、附則 23 でご契約のお客さま：北海道、東北、中国、九州

※2（対象エリア）附則 24 でご契約のお客さま：北海道、東北、東京、北陸、関西、九州

附則 23 でご契約のお客さま：北海道、東北、東京、中部、北陸、中国

・特別措置単価

電圧	適用期間	特別措置単価（10%税込）
高圧	2024 年 9 月分、10 月分	2.00 円/kWh
	2024 年 11 月分	1.30 円/kWh

※特別高圧は特別措置単価の適用はありません。

3 料金

1（適用期間）に定める適用期間における、電力供給約款に定める電気料金は、電力供給約款に定める燃料費等調整額によらず、当該「1 月」の常時供給電力及び予備電力、自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に 2（燃料費等調整単価）に定める燃料費等調整単価（4）によって算定される燃料費等調整額を加えるものといたします。

4 適用期間の燃料費等調整単価

適用期間における燃料費等調整単価は、小売電気事業者（エネット）のホームページ（<https://www.ennet.co.jp/price/>）にてご確認ください。

以上